

産業統計部会の審議状況について（報告）

産業統計部会の審議状況（農業経営統計調査）

産業統計部会長 舟岡 史雄

1 部会の開催状況

- 7月13日（月）の統計委員会における諮問以降、部会を2回開催。
第1回：7月16日（木）、第2回：7月30日（木）
- 今後1回（8月27日（木））の部会の開催を予定。
8月27日（木）の部会において答申案を取りまとめる予定。

2 部会における主な議論等

- 農林水産省の大幅な人員削減と、その対応策として行われたアウトソーシングが十分な効果を上げていない実情を踏まえ、今後の人員体制では、従来の調査内容及び調査精度を維持することは困難であるとしており、標本数の縮減についてはやむを得ないが、以下の修正が必要。
 - ア 個別経営体に係る調査については、基幹統計として幅広い利用に供するため、標本数を縮減した後も、引き続き、「花き作」、「採卵養鶏」及び「ブロイラー養鶏」について、現行と同様に、結果表章を継続すること。
 - イ 組織法人経営体に係る調査については、①個別経営体と比較対照しうることに望まれること、②組織法人経営体の農業生産額に占める割合が小さくなく、重要性が高いことを踏まえ、「水田作」及び「畑作」以外の各類型においても、標本数を縮減した後も、現行の類型の枠組みを維持したまま、調査を継続すること。
- 今後の課題として、減少するマンパワーを補う有効なアウトソーシング等が行われるよう、以下の検討が必要。
 - ア 公共財としての観点も十分踏まえた調査事項の見直しの検討。
 - イ 会計ソフト情報を調査票情報として利活用する回答方法の促進及びオンライン調査等の導入の検討。
 - ウ 調査への協力を促進する有効な方策についての検討。

第 18 回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 21 年 7 月 16 日（木） 16 : 00 ~ 18 : 00
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添部会長代理、引頭専門委員、西郷専門委員、納口専門委員、本間専門委員、審議協力者（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県）、事務局（高木内閣府統計委員会担当参事官、浜東総務省調査官他）、調査実施者（中山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長他）
- 4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 審議の概要

- (1) 舟岡部会長及び各委員の挨拶に引き続き、事務局から諮問第 20 号「農業経営統計調査について」の趣旨、検討の進め方、検討スケジュール、審査の方向性について説明が行われた。
- (2) 調査実施者から、平成 22 年に実施される農業経営統計調査の計画について説明が行われた。
- (3) 各委員から、今回の調査の変更等に関する質問や意見が出され、これに対する回答が調査実施者から行われた。主な質問及び意見並びにこれらに対する回答の概要は以下のとおり。

<調査の一部中止等について>

- 農林水産省の統計組織が想像以上に人員削減されており厳しい状況に置かれていることはよく理解できた。しかし、政策目的に限定して調査を縮小するという説明だと、さらに縮小の可能性があると聞こえる。
過去の流れをみると、農林水産省は作成する統計について、常に必要だと言い続けて来た。新統計法の視点は、現時点の政策目標だけでなく、将来の我が国の国民の財産となるべき重要な統計を作成するということである。望んでスリム化をしたのではないということを、明確にしないと、この分野に関心のない人からみれば、まだまだスリム化が可能だと受け止められてしまう。
- 組織法人経営体の中止について、行政ニーズがないからいらぬ、法人化率が進んだからいらぬという説明があったが、むしろこれからは、法人の合併や共同提携に向けた政策を打ち出す段階にある中、データを削ってしまって、本当に大丈夫なのか。政策に備えることだけではなくて、情報の提供も公的機関の非常に大きな役割である。たとえ政策面からの必要性が一切無くなったとしても、国民に対して必要な情報提供は行うべきである。それに、今中止してしまえば、今後何らかの新政策を行おうとするときに復活することが困難ではないか。
- 生産量全体に占める法人経営の割合が増えている中であって法人に関する統計を取り続けることが統計作成側としての立場であり、どうしても縮小しなければならないなら、別の理由が必要なのではないか。
- 組織経営体が法人化されればされるほど、経営費がどう変わっていくのかは、非常に重要な情報であり、法人化の推進のためのデータだけではなくて、日本の農業がどう変わっていくのかを見ていくためには、相当に重要な統計ではないかと思う。今後、企業の農業参入もあることから、農業の法人の実態をデータとして示さなければならないのではないか。

- 個別経営統計の「花き作」は成長産業であり、きちんと公表できような統計にすべきである。
- 新統計法での、統計の公共性、国民の財産としての統計、統計の持つ役割について十分理解しているし、望んでスリム化しているわけではない。これからも継続的に統計を提供していきたいが、専門知識を持った職員が削減されていく中で、限られた人員でどうバランスを取るのかというのが重要なポイントと考えており、農林水産省として現有の体制でできる範囲で行うためには、どうしても優先順位を付けて行わなければならない状況にある。

<標本設計について>

- 予算の制約の中で考えられる代替案として、個別経営体の標本数からいくつかを組織法人経営体の調査に振り分けられるのではないか。
- 標本精度は見かけ上の標本数を増加すればいいというものではない。その調査票の記入状況がいかにしっかりしているかが重要。次回までに、過去の調査からの標本の入れ替え状況についてのデータを示してもらいたい。
- 個別経営体から組織経営体へ標本を振り分けるのは、標本数だけの問題ではなく厳しいところがある。安易に標本数を増加しても、その記入状況や管理状況をみていく必要があるので、見かけ上の数では判断できない。現状では考えづらい。

- 本調査を平成 19 年に変更したときには、組織経営体について標本数を増やし、個別経営体について標本数を減らしている。その時の説明は、「今後、組織法人経営が重要な意味を持つため、法人の実態を的確に把握するため、標本数を増加する。」というものであった。この 2 年間で状況が 180 度変わったのか。
- 平成 16 年の見直しの時は、平成 12 年の「食料・農業・農村基本計画」をサポートしていくために行われた。その時は、一般論としての農業法人の推進を掲げていた。平成 17 年の「食料・農業・農村基本計画」はその後 5 年間の推移をみながら作成したもので、土地利用型の構造改革を積極的に進めていかなければならない。現状では、法人化の推進といっても、組織法人経営体の推進よりも、個別経営体の法人化と集落営農の法人化に政策の重点をシフトしてきている。
標本数については、平成 19 年の変更の際に、土地利用型農業の組織法人経営の標本数を増やしたところである。

- 変更前の組織法人の標本数が少ないが、野菜や花き、果樹はたくさんの種類があり、作目ごとにどのような標本設計になっているのか。そもそも、現状の標本数で分析に耐えられるのかが疑問。現状の精度についての議論をしないと実質的なことがいえないのではないか。
- 野菜や花き、果樹については、露地と施設に分けて標本設計しているが、作物ごとに細かく設計しているものではない。

<代替統計について>

- 調査を中止する範囲の代替統計として、日本政策金融公庫のデータが示されているが、民間統計ではなく、国として公的なデータが必要ではないのか。また、他の既存調査等で収集した情報を利用して表章だけは継続できないか。
- 日本政策金融公庫のデータと本調査では母集団が違っている。融資しているところと、一般的な

経営体とでは母集団の考え方が違って、日本政策金融公庫のデータで本調査に代替することは容易ではない。あくまで、標本理論に則って作成した統計でないと使えない。

→ 代替データの考え方は、水田作や畑作は税金の直接支出に係ってくるため、国の統計データで評価なり検証をしていかなければならない。

<その他>

○ 今までは、調査結果が政策を経由して反映されるという形が専らだったと思うが、今後は、農業経営体が調査結果を直接使うという方向に変えていく時期にきているのではないか。

○ アウトソーシングで問題が生じたのは、その設計が間違っているからではないか。専門知識を持っていた職員が行っていた調査を調査員や郵送に変更するのだから、調査事項も絞った上で、報告者が書きやすいようにやるべきではないのか。調査票を含めて調査の在り方を根本的に見直す必要がある。

→ 調査項目を含めた調査の更なる見直しについては、現在省内で調整中であるが、青色申告書類から得られる情報を中心とした把握のみでは、農業施策を企画立案する上で不十分との意見が出ている。

○ 個別経営体の「その他」に意味があるのか。組織経営体に「その他」がないのはなぜか。

→ 個別経営体の「その他」は、経営形態別経営統計で個別経営体の全体像を見るためである。組織経営体については、次回回答。

○ 会計ソフト等の情報を磁気媒体で受け取って、農林水産省で変換するケースはどれくらいあるのか。この率が上がれば、調査精度も記入精度もあがるのではなか。

→ 農林水産省から会計ソフトの貸し出しを行っているのは、128 客体あり、農家自身が使っているソフトが約 80 前後、トータル 200 くらい。会計ソフトの利用状況は約 20%程度。ただし、会計ソフトの利用については、調査農家に一軒一軒当たって利用を促した結果であるため、普及率を向上させることは現状では厳しい。

6 次回予定

次回部会は 7 月 30 日（木）14 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室で開催することとされた。

第 19 回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 21 年 7 月 30 日 (木) 14 : 00 ~ 15 : 40
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添部会長代理、出口委員、引頭専門委員、西郷専門委員、本間専門委員、審議協力者 (総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県)、事務局 (高木内閣府統計委員会担当参事官、浜東総務省調査官他)、調査実施者 (中山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長他)
- 4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 審議の概要

農林水産省から、前回部会において出された質問への回答及び各委員から出された今回の調査変更等に関する意見に対する同省の考え方の説明が行われた。主な質問及び意見並びにこれらに対する回答の概要は以下のとおり。

(1) 前回部会において出された質問への回答について

- 脱落等戸数は調査の対象ではなくなった農家、あるいは組織の戸数であって、協力が得られなくなり、客体を変更せざるを得なくなったのは、入替戸数の中にカウントされていると考えてよいか。
→ そのとおり。
- 組織法人経営体の「その他」の数が 2000 年から 2005 年にかけて、かなり増加している。将来の課題として、新たな営農類型の区分を検討してはどうか。
→ 営農類型については、農林水産省の基本計画と整合を図りつつ設けているものであり、今後農業政策の中で必要が生じた場合は検討していきたい。
- 組織法人経営体の営農類型のうち、ブロイラー養鶏の精度が低かった原因は、2000 年農林業センサスに基づく名簿でブロイラー養鶏とされていた客体が、調査時点で採卵養鶏に変わっていたということではないのか。
→ それも原因の一つと考えている。
- 組織法人経営体の「その他」は 2005 年センサス当時で 2,082 あり、「軽種馬」の 1,121 を除いても相当数あるが、これにはいろいろなものが含まれているということか。
→ センサスでも「その他」の中身について詳細な分類していないが、規模の小さいものがほとんどと考えられ、調査対象にしなくても、全体に影響は与えないものと考えている。
- 営農類型別にみた個別経営体・組織法人経営体別の生産額シェアやそれらの生産額を見る限り、組織法人経営体の調査をやめる理由が見当たらない。人が減るといだけの理由では、統計委員会の部会の理由としては成り立たない。

(2) 農林水産省から提示された計画変更案について

今回の見直しの背景・事情等について部会として確認した上で、農林水産省に対して、前回の部会において各委員から出された、新しい統計法の趣旨を踏まえた対応方針について説明を求めた。

これに対して、農林水産省から、当初の計画を変更し、組織法人経営体に係る調査の一部中止を取りやめ、従来の標本数を縮小しつつも継続して調査を行うこと、また、個別経営体に係る調査についても、一部類型の「その他」への集約を取りやめ、標本数を縮小しつつも、引き続き、個別表章を行う方向で考えている旨の説明があった。

- 総人件費改革による大幅な定員削減の中で農林水産統計が非常に厳しい状況にあること、農業経営統計調査はこれまでも見直しを行っており、基幹統計として考えた場合、更なるスリム化は、統計の信頼性の確保の観点から難しいところまできていること、農林水産統計調査は専門性が高く、アウトソーシングにも限界があり、統計の質・精度を維持する観点から予算、人員等に限界が生じているとは部会としての共通する認識である。
 - マンパワーが限られている非常に厳しい現状の中で、基幹統計の位置付けも踏まえ、可能な限り要望に応じてくれたということ、高く評価したい。
 - 今回の対応により、結果精度が下がることはやむを得ないが、少なくとも、最低限の必要な情報は引き続き提供ができると思われる。ただ、年度途中での客体からの脱落があると精度が大きな影響を与えかねないので、標本選定にあたっては注意が必要。
- ⇒ 本部会における結論としては、農林水産省が提示した調査計画の変更案について了承する。
ただし、調査客体の協力をより一層高めるような努力を引き続き行うこと。

(3) 今後の課題について

- 今回の計画案の説明の中でも、アウトソーシングの不調が述べられているので、今後、調査票についても、「書きやすい」、「答えやすい」、「拒否しにくい」設計を考えてもらいたい。
- 「会計ソフト」等を活用している客体については、そこから転記・転用し、調査が容易にできると考えられるので、次回の見直し時までには何らかの検討をするとともに、オンライン調査についても検討してほしい。
また、会計ソフトを利用した調査が進まない理由が、会計ソフトにない事項を調べていることにあるならば、客体に負担をかけ、協力が得にくくなっても、なおかつ、その事項が必要なのかどうかという点を検証してほしい。
- 調査への協力のしやすさだけでなく、集計した結果や分析結果を迅速にフィードバックすることも非常に重要である。そうすることで、統計の重要性をアピールすることにもなる。

(4) その他

- 農業経営統計調査の審議が一通り終了したので、今回の調査計画の背景である、農林水産統計の実施体制が厳しい状況にある中で、「基幹統計としての農業経営統計調査について、政府が責任を持って精度を確保して行うべきである。」という趣旨の部会長報告を行いたいと考えており、諮問とは別に各委員に意見を求めたい。
- 農林水産省の人員削減の出発点は、リソースの有効活用であったはず。同省の統計組織が弱体化して統計精度が低下し、必要な農林水産統計すら作れない状態にある。

政策運営に必要な統計を作成することすら危ぶまれるほどに、統計組織が弱まることはあってはならず、公的統計の体系的整備を実現させるためにも、必要な統計組織は維持されなくてはならない。その意味で、これ以上の統計組織の弱体化に何らかの歯止めをかけることについて、統計委員会として主張するべきである。

- 農林水産統計で何が本当に要るのか要らないのかを民意に問う必要がある。統計委員会で、統計の必要性を国民に示しながら議論していただきたい。
- 統計組織の必要以上の削減は、単に人が減るだけでなく、職員の士気の面で大きな問題を生じる。統計職員の士気の面についてもケアが必要ではないか。

6 次回予定

次回部会は8月27日（木）14時から総務省第2庁舎6階特別会議室で開催することとされた。